

## 桐生市自動体外式除細動器（AED）貸出要領

### （目的）

第1条 この要領は、救命体制の整備を図ることを目的に、桐生市健康地域医療課で管理している自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を、各種イベント等の主催者に貸出すことについて、必要な手続きを定めるものとする。

### （貸出対象）

第2条 AEDの貸出し可能なイベントの範囲は、次のとおりとする。

- （1）桐生市民を主な対象とする各種イベントのうち、第3条の要件を満たすもの
- （2）その他市長が特に必要であると認めたイベント等

### （貸出条件）

第3条 AEDの貸し出し条件は、次のとおりとする。

- （1）AEDの使用に必要な講習を受講済の者がイベント会場にいること。
- （2）イベントへの参加者が、概ね10人以上であること。

### （申請手続）

第4条 AEDの貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の6か月前から2週間前の日までに、「自動体外式除細動器（AED）借用申請書」（別記第1号様式）に、AEDに係る講習の修了証等（写し）を添付して、市長に提出しなければならない。

### （貸出の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは貸出しの可否を審査し、貸出しを決定したときは「自動体外式除細動器（AED）貸出決定通知書」（別記第2号様式）を、貸出しをしないことに決定したときは「自動体外式除細動器（AED）貸出不承認通知書」（別記第3号様式）を、当該申請者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により貸出しの決定通知を受けた者は、決定通知書に記載されている留意事項を遵守するとともに、健康地域医療課においてAEDの引渡しを受けるものとする。

(維持管理・返却)

第6条 AEDの貸出しを受けた者は、これを常に良好な状態で管理しなければならない。

2 貸出しを受けた者は、AEDを処分したり、目的以外に使用してはならない。

3 貸出しを受けた者は、AEDを転貸または譲渡してはならない。

4 貸出しを受けた者は、返却期日までにAEDを健康地域医療課に返却しなければならない。

(経費)

第7条 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理等に要する経費は、貸出しを受けた者の負担とする。

2 パッド等の消耗品を使用した場合には、貸出しを受けた者の負担により交換するものとする。

(損害賠償)

第8条 AEDの貸出しを受けた者は、当該AEDをその責めに帰すべき理由により故障、破損又は紛失させた場合には、市長の指示に従い、その者の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。

(返還)

第9条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、AEDを返還させることができるものとする。

(1) 貸出しを受けた者が、AEDを使用しなくなったとき。

(2) 貸出しを受けた者が、本要領に違反したとき。

(3) その他、市長が特に必要と認めたとき。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

(名称変更)

1 第5条第2項及び第6条第4項中「健康課」を「健康づくり課」に改める。

(施行期日)

2 この要領は、平成23年4月1日から施行する。(名称変更)

附 則

(名称変更)

- 1 第5条第2項及び第6条第4項中「健康づくり課」を「医療保険課」に改める。

(施行期日)

- 2 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(名称変更)

- 1 第1条、第5条第2項及び第6条第4項中「医療保険課」を「地域医療感染症対策室」に改める。

(施行期日)

- 2 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(名称変更)

- 1 第1条、第5条第2項及び第6条第4項中「地域医療感染症対策室」を「健康地域医療課」に改める。

(施行期日)

- 2 この要領は、令和8年4月1日から施行する。